



(号 外)  
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

- 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(二〇)
- 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(二一)
- 貨物自動車運送事業法施行令(二二)
- 〔府 令〕
- 企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(内閣府六)
- 子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令(同七)
- 〔省 令〕
- 国際協力排出削減量の記録等に関する省令(農林水産・経済産業・環境一)

- 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく指定実施機関に関する省令(同二)
- 電気事業法施行規則等の一部を改正する省令(経済産業三)
- 自転車競技法施行規則の一部を改正する省令(同四)
- 小型自動車競走法施行規則の一部を改正する省令(同五)
- 消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令(同六)
- 特定輸入事業者の輸入に係る特定製品関係報告規則(同七)
- 特定輸入事業者の輸入に係るガス用品関係報告規則(同八)
- 特定輸入事業者の輸入に係る電気用品関係報告規則(同九)
- 特定輸入事業者の輸入に係る液化石油ガス器具等関係報告規則(同一〇)
- 電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令の一部を改正する省令(同一一)
- 国際協力排出削減量口座簿の運営等に関する省令(経済産業・環境一)
- 貨物自動車運送事業法施行規則等の一部を改正する省令(国土交通三)

〔告 示〕

- 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示(デジタル庁二)
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示(デジタル庁・総務三)
- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令第六百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示(同四)
- 厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数の一部を改正する件(厚生労働五)
- 厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件(同六)
- 肥料の登録の有効期間を更新した件(農林水産二〇二二)
- 輸入業者の住所の変更に係る届出があった件(同二〇三)

〔人事異動〕

防衛省

〔資 料〕

国庫歳入歳出状況(令和六年度令和六年十一月分)(財務省)

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

○経済産業省告示第七号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令(昭和四十年通商産業省令第五十二号)第六條第四項並びに第七條の二第一項並びに第二項第一号及び第二号の規定に基づき、同令第六條第四項並びに第七條の二第一項並びに第二項第一号及び第二号の指定する者及び指定する試験を次のように定め、公布の日から施行する。

令和七年一月三十一日

経済産業大臣 武藤 容治

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第六條第四項並びに第七條の二第一項並びに第二項第一号及び第二号の指定する者は、低気圧と前線による大雨に伴う災害に際し災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域に住所を有する者とし、同令第六條第四項の指定する試験は、合格した一次試験の行われた年度の初めから二年を経過した後において二回目に行われる試験とし、同令第七條の二第一項及び第二項第一号の指定する試験は、合格した一次試験が行われた年度の初めから三年を経過した後において二回目に行われる試験とし、同項第二号の指定する試験は、合格した一次試験が行われた年度の初めから三年を経過した後において三回目に行われる試験とする。

○国土交通省告示第六十三号

旅客自動車運送事業運輸規則(昭和三十一年運輸省令第四十四号)第四條第四項の規定を実施するため、一般乗用旅客自動車運送事業者が運賃及び料金の額を事業用自動車内において事業用自動車を利用する旅客に表示する方法を定める告示を次のように定める。

令和七年一月三十一日

国土交通大臣 中野 洋昌

一般乗用旅客自動車運送事業者が運賃及び料金の額を事業用自動車内において事業用自動車を利用する旅客に表示する方法を定める告示

(趣旨)

第一条 一般乗用旅客自動車運送事業者が、旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」という。)第四條第四項の規定に基づき運賃及び料金の額を事業用自動車内において事業用自動車を利用する旅客に表示する方法については、この告示の定めるところによる。

第二条 この告示において使用する用語は、運輸規則において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

一 距離制運賃 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第九條の三第一項に定める運賃であつて、走行距離に応じて決定されるものをいう。

二 時間距離併用運賃 道路運送法第九條の三第一項に定める運賃であつて、走行距離及び運送に要した時間に応じて決定されるものをいう。

三 時間距離併用機能 特定運賃收受ソフトウェアが、車両が一定の速度(以下「切換速度」という。)未満の場合にあつては時間を測定する状態(第五條第二号において「時間計測状態」という。)、車両が切換速度以上の場合にあつては走行距離を推定する状態(同号において「距離推定状態」という。)となる機能をいう。

四 特定運賃收受ソフトウェア 位置情報(第四條第一号ロ及びハにより補正されたものを含む。以下この条並びに第四條第一号ニ並びに同條第三号イ及びロにおいて同じ。)の推移を用いて推定した走行距離及び第十号に定めるタリフ定数から距離制運賃を算出する機能その他旅客の利便を確保するために必要な機能及び性能を有するソフトウェアをいう。

五 動作位置 特定運賃收受ソフトウェアの「空車」、「実車」、「支払」、「待」その他の動作の状態を表す位置をいう。

六 GNS S信号 衛星測位システム(人工衛星から発射される信号を用いて位置を決定するシステム)をいう。以下この条において同じ。)における当該信号をいう。

七 乗車地点 動作位置が「実車」に変更された時点で最も近い時点で特定運賃收受ソフトウェアが衛星測位システムにより取得した位置情報に該当する地点をいう。

八 現在位置 特定運賃收受ソフトウェアが衛星測位システムにより取得した最も新しい位置情報に該当する地点をいう。

九 降車地点 動作位置が「支払」又は「待」から「空車」に変更された時点で最も近い時点で特定運賃收受ソフトウェアが衛星測位システムにより取得した位置情報に該当する地点をいう。

十 タリフ定数 距離制運賃を算出する際に用いる値であつて、次に掲げる事項が含まれるものをいう。

イ 初乗運賃 旅客の乗車地点からの走行距離が一定の距離(ロにおいて「初乗距離」という。)に達するまでの運送に対して支払われるべき運賃をいう。

ロ 加算運賃 走行距離が初乗距離を超える場合におけるその超える距離が一定の距離までを増すことに加算する運賃をいう。

十一 走行信号 車両から得られた走行に対する信号をいう。

第三条 運輸規則第四條第四項に基づき一般乗用旅客自動車運送事業者が運賃及び料金の額を事業用自動車内において事業用自動車を利用する旅客に表示する方法は、次の各号のいずれかの方法による。

一 計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)第二条第一号に定めるタクシメーターであつて、計量法(平成四年法律第五十一号)第七十二條第一項に定める検定証印及び同法第七十五條第二項に定める装置検査証印(有効期間を経過していないものに限る。)を付されたものを使用し行う方法

二 特定運賃收受ソフトウェアを使用して行う方法

(特定運賃收受ソフトウェアの機能の要件)

第四条 特定運賃收受ソフトウェアは、次の各号に掲げる機能の要件を備えなければならない。

一 次の機能を用いて距離制運賃(時間距離併用機能を有する場合にあつては、時間距離併用運賃を含む。ホにおいて同じ。)を算出する機能を有すること。

イ GNS S信号を受信することにより、位置情報の計測を行う機能

ロ 位置情報の計測に必要なGNS S信号を受信できない場合にあつては、走行信号を用いて車両の速度を算出することにより、位置情報を補正する機能

ハ ロに定める機能による計測結果について、動作位置が「空車」の場合に限り、タイヤの外径の変化に応じて補正する機能

二 乗車地点から現在位置までの位置情報の推移を用いて乗車地点から現在位置までの走行距離を推定する機能

ホ 推定された走行距離及びタリフ定数その他の情報から距離制運賃を算出する機能

二 次に掲げる要件を満たして運賃及び料金の額を表示する機能であること。

イ 次に掲げる事項を表示すること。

(1) 動作位置

(2) 動作位置が「実車」の場合にあつては、現在位置における運賃及び料金又はその合計金額(割増率が適用されている場合にあつては、これらに加えて、割増率の数値及び「割増」)

(3) 動作位置が「支払」又は「待」の場合にあつては、現在位置における運賃及び料金並びにその合計金額

ロ 運賃を表示する場合にあつては数字の縦の長さが十ミリメートル以上、料金を表示する場合にあつては数字の縦の長さが八ミリメートル以上になるように表示すること。

ハ イに掲げる事項について誤認させるおそれがないように表示すること。

